

**令和4年度(補正)
建築用木材の転換促進支援事業
受付開始!!**

事業の概要

本事業は、住宅の主要構造物等に品質・性能の確かな国産の製品等を利用する取組（以下「以下利用事業」という。）を支援する事業です。

利用事業には、施工者を対象とした施工利用と設計者を対象とした設計利用の二種類があります。

建築用木材の転換促進支援事業		
事業種	施工利用	設計利用
対象者	施工者	設計者
対象物件	3階以下の戸建ての居住専用住宅及び事業用併用住宅 木造及び木造とその他の構造との混構造	
要件	<p>○以下の（１）又は（２）の要件を満たすこと。</p> <p>（１）申請物件の柱及び横架材の総材積の半数以上に製材（JAS製材（乾燥処理を施した旨の表示が付されたものに限る）又は乾燥材であることを確認できたもの）を使用すること。</p> <p>（２）建築基準法施行令第1条の3に定める構造耐力上主要な部分において、申告物件の延べ床面積（㎡）（木造部に限る）に0.05（㎡/㎡）を乗じた値以上のCLTを使用すること。</p>	
助成対象	<p>○上記要件を満たす建築物において使用される製材（JAS製材又は乾燥材であることを確認できたもの）及びCLT</p> <p>○上記要件を満たす建築物において使用される、その他JAS構造材（ただし、上記要件を満たす建築物において使用される製材（JAS製材又は乾燥材であることを確認できたもの）及びCLTの総材積を助成上限材積とする）</p>	<p>上記要件を満たす建築物の木造部の設計費（意匠設計・構造設計）の1/2</p>

補助上限	1棟当たり150万円	木造部分の床面積 (㎡) × 6,350円/㎡
	同一建築物において、設計利用と併用可能。 申請上限は、県単位で5棟まで。	同一建築物において、施工利用と併用可能。 設計利用のみの利用は認めない。 申請上限は、県単位で5棟まで。

スケジュール（施工利用）

1 事業申請期間（事業へのエントリー）

受付期間 令和5年5月30日（火）～令和5年6月30日（金）必着

※ 予算の都合等で期日前に締め切る場合があります。

2 助成金交付申請締切り

受付期間 令和5年10月20日（金）必着

助成対象（施工利用）

利用事業者が行う施工利用において、助成対象となる木材（以下「助成対象木材」という。）は、以下に定めるものです。

なお、助成対象木材は、利用事業者が「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」に基づき合法性が確認できた旨を納品書等の書面の記載により確認できる木材になります。

○ 対象物件で使用される製材（JAS製材又は乾燥材であることを確認できたもの）及びCLT。

○ 対象物件で使用されるその他JAS構造材。

ただし、対象物件で使用される製材（JAS製材又は乾燥材であることを確認できたもの）及びCLTの総材積を助成上限材積とする。

施工利用にあっては、公募を開始した日（令和5年5月30日）以降に発注した助成対象木材が助成対象になります。

助成対象（設計利用）

利用業者が行う設計利用において、対象要件を満たす建築物の木造部分の設計に係る設計費が助成対象になります。

設計利用にあつては、公募開始を公表した日（令和5年5月23日）以降に設計契約を締結した設計、又は契約行為を伴わない場合は、当該日以降にその経費が発生した設計を助成対象とします。

申請書の提出先

申請書の提出先は、岩手県木材産業協同組合です。

【担当】 岩手県木材産業協同組合

業 務 課 高岡 良美

専務理事 伊藤 節夫

電 話 019-624-2141

詳細は、一般社団法人 全国木材組合連合会のホームページにある建築用木材の転換促進支援事業をご覧ください。

www.zenmoku.jp